

平成30年度第2回印西市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 1 開催日時 平成30年10月30日（火）
午前9時00分から午後0時20分まで
- 2 開催場所 印西市役所 本庁舎 4階 41会議室
- 3 出席委員 伊藤会長、武田委員、土肥委員、大杉委員、柳橋委員
- 4 事務局 吉岡課長、五十嵐係長、鈴木主査、薄田主任主事
- 5 実施機関 農 政 課 齋藤係長、佐々木主任主事
市民活動推進課 嶋崎担当課長、出山係長
- 6 傍聴者 1名
- 7 会議次第
 - 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議 題
 - (1) 会長の選出について【公開】
 - (2) 職務代理者の指名について【公開】
 - (3) 千葉県森林クラウドとの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（諮問）【公開】
 - (4) 印西市青色防犯パトロール車ドライブレコーダーの設置及び運用について（諮問）【公開】
 - (5) 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度の対応について【公開】
 - (6) 口頭意見陳述における補佐人の帯同について【非公開】
 - 4 閉 会
- 8 議 事

●議題1 会長の選出について【公開】

仮議長 それでは、議題１ 会長の選出について、会長は、印西市情報公開・個人情報保護審査会条例第５条第１項の規定により、委員の互選により選出となっています。立候補あるいは推薦される方はいますか。

委員 伊藤委員に、ぜひお願いします。

各委員 （同意）

仮議長 会長は、伊藤委員に決定しました。会長が決定しましたので、伊藤会長に進行をお任せします。ご協力ありがとうございます。

●議題２ 職務代理者の指名について【公開】

会長 それでは、議題２ 職務代行者の指名について、印西市情報公開・個人情報保護審査会条例第５条第３項の規定により、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するとなっています。前期に引き続き、土肥委員にお願いしたいのですが、よろしいですか。

委員 はい、承知しました。

会長 皆様、ご意見ありますか。

各委員 （意見なし）

会長 それでは、ご快諾いただき、皆様ご意見ありませんでしたので、お願いします。

●議題３ 千葉県森林クラウドとの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（諮問）【公開】

実施機関 <資料による説明>

会長 森林法に基づく事業が、県から市に移るにあたって、データを共有するためにオンライン結合したいということです。そのシステムは、別紙１と２の下です。ご質問はありますか。

委員 県のシステムということですが、印西市の森林をほぼ１００パーセント管理できるのですか。

実施機関 システム上は全域となっています。

会長 林地台帳を共有する必要はあるのですか。

実施機関 森林経営管理法や森林の環境譲与税ができると森林を整備する人が多くなるという予測に基づいて、システムを構築しているそうです。

会長 市では森林をどのように整備したいと考えていますか。

実施機関 現状では、印西市のほとんどの森林が荒廃していますので、防災的

な機能を取り戻せるように整備したいと考えています。

会 長 具体的な計画はありますか。

実施機関 森林施業者を探そうという段階です。

会 長 市内に、事業者はいますか。

実施機関 非常に少ないがっていると聞いています。

会 長 別紙1で、無害化と書いてありますが、林業事業体は、インターネット回線経由で、個人情報も見られるのですか。

実施機関 はい。申請があれば、見られます。

会 長 別紙3で、提供する個人情報の類型と提供先が書かれていますが、林地台帳の運用業務にあたって、森林所有者の氏名と住所だけが共有される訳ではないですよね。オンライン結合する情報の中に、森林所有者の氏名と住所以外の情報も入っているのではないですか。

実施機関 はい。入っています。

会 長 では、提供する個人情報の類型の内容は、正確ではないですよね。市が提供する情報が、住所と氏名だけということはある得ないと思うのですが。

実施機関 はい。

会 長 では、その他に提供される情報は何か。

実施機関 森林の関連情報として、境界の測量情報を取りまとめたものです。

会 長 森林の地番とか地籍とかは、提供しないのですか。

実施機関 はい。地番と面積もあり得ます。

会 長 他にはありますか。

実施機関 境界の情報と所有者の情報です。

会 長 所有者の情報は、住所と氏名ですか。

実施機関 はい、そうです。

会 長 森林資源情報は、提供しないのですか。

実施機関 森林資源情報は、県が森林簿として保有している情報なので、例えば、樹種や材積、施業履歴というものを、県が提供します。

会 長 伐採届等状況報告の管理業務も名前と住所しかありませんが、伐採届の情報がすべて提供されるのはないですか。

実施機関 はい、そうなります。

会 長 伐採届は、市に届けがあって、市が県に持っていく。それを、郵送でなく、オンラインで行うという話ですよね。そうすると、伐採届に書かれている情報は全部個人情報なので、伐採届の情報全部をオンライン結合すると書かれていないといけないのではないですか。森林経営計画の業務も、住所と名前だけでなく、森林経営計画の情報全部を提供するのですよね。

実施機関 はい。

会 長 個人の氏名住所に紐づけされた森林経営計画という情報は、個人情報ではないですか。

あと、接続の費用は、どれぐらいになる見込みですか。

実施機関 予算として、年額10万円です。

会 長 都道府県を跨いだ形での結合は、想定していないのですか。

実施機関 はい。今のところは、県からの情報にもありません。

会 長 広域化と言っても、県レベルに留まるということですね。オンライン結合が本当に必要かということを考えていただきたいです。

実施機関 森林が行政界にかかる場合に、2つの市の施業計画を擦り合わせる必要がありますが、森林の境界点や所有者がわかりづらいという問題があります。このシステムを利用することで、擦り合わせる労力が減らせるのではないかと思います。

また、広域化が県レベルであることについて、川で囲まれているため、今現在は、必要がないということです。

会 長 印西市は、現在、森林整備計画を持っていますか。

実施機関 あります。

会 長 印西市が保有している森林もあるということですね。

実施機関 地籍としての森林はありますが、施業するようなものではありません。

会 長 そうすると、森林整備計画は、市民が保有している森林に対して、指導する内容ということですか。

実施機関 直接的な指導というよりも、森林をどのように守っていくのかということを示したものです。

会 長 既に、市の森林整備計画がある状況で、今後、市が森林整備事務を行うことになると、どう変わるのですか。

実施機関 森林整備計画は、全般的な計画で、管理は、所有者が行うこととなっています。その管理ができない場合に、委託されて、市が行うことになります。ただ、実務が見えていない部分があります。

会 長 施行前に、システムだけでできてしまうということになりかねないですよ。それで、共有した情報を有効に使わなかったら、10万円損してしまいますよね。現行の森林法では、都道府県が整備事務を行っているそうですが、県が委託を受けるような仕組みはあるのですか。

実施機関 印西市の場合、市内の森林経営者が施業者にあたるのですが、それで収入を得てはいないだろうと思います。また、高齢かつ後継者がいない状況で、今後、市が委託されて管理することになった場合、現実的な施業者と成り得るのは、県の森林組合です。

全県的にそのような状況が考えられるため、オンライン結合して情報を共有しようということが、今回の県からの提案の根本です。

会 長 林野庁などが全国的な規模で考えているということなのでしょうね。

実施機関 オンライン結合に関しては、ご指摘も含めて、かなりの個人情報を提供し、閲覧される状況になるため、ご審議いただきたいと思い、諮問しました。

会 長 相当量の個人情報をサーバーに提供する仕組みなので、セキュリティ等に関して配慮しなければならないし、本当に必要なものかということを検討しなければいけないと思います。
まず、オンライン結合に反対という方はいますか。

各 委 員 (反対なし)

委 員 このシステムを導入しない市町村はありますか。

実施機関 浦安市と習志野市以外は、導入します。いわゆる森林のないところは、導入しないという状況です。

会 長 導入しない場合、別紙２－１のやり方をするのですか。

実施機関 はい。

委 員 このやり方は、結構大変ですか。

実施機関 実際には、このやり方の間にいくつかの手続が入ります。

会 長 他にご質問、ご意見はありますか。

各 委 員 (意見なし)

会 長 では、相当であるということによろしいですか。

各 委 員 (同意)

会 長 では、議題３について、終了します。

●議題４ 印西市青色防犯パトロール車ドライブレコーダーの設置及び運用について（諮問）【公開】

実施機関 <資料による説明>

会 長 諮問書に書かれていないので、諮問事項を教えてください。

実施機関 個人情報保護条例の第８条第３項第９号に関連し、青色防犯パトロール車にドライブレコーダーを設置し、撮影することで、本人の同意なく、個人情報を収集すること、第９条第１項第９号に関連し、取得した個人情報を外部提供することについて、審査会の意見を伺いたいと思っています。

会 長 要綱案中の開示請求手続、個人情報の保存手続は、諮問事項ではないのですか。

実施機関 諮問事項とは考えていませんでしたが、不適切な事項があれば、意見をいただきたいと思います。

会 長 では、要綱案の個人情報保護条例から見た適否その他に関して諮問したいということですね。

実施機関 はい、そうです。

会 長 ご質問ありますか。

委 員 ドライブレコーダーで記録した媒体の扱いはどうなりますか。毎回取り出して保管ですか、ずっと挿したままですか。また、映像を見

る時はどうするのですか。運用についての考えを教えてください。

実施機関 運用の詳細については、別に管理要綱などを作りたいと思っています。ドライブレコーダーは、マイクロSDカードを2枚挿入できるものです。マイクロSDカードは、128GBのものを2枚使用したいと思っています。フルHD画質で録画した場合、37時間20分録画できます。

青色防犯パトロール車で、最も使用頻度の高いものは、週5日、1日4時間運用しており、1週間で20時間記録しますので、2週間後には、自動的に上書きされます。この車については、封印した上で、SDカードを挿したままで運用しようと考えています。

あとの4台は、5日ないし8日程度の使用のため、1台ごとに2枚のSDカードを用意した上で、1枚挿して、1週間運用し、翌週に差し替えて、また1週間運用することを考えています。また、挿入する前に、データを消去することで、映像の保存期間は2週間となります。

委 員 2週間という期間は、メモリーの大きさで決まっているということですね。

実施機関 はい。

委 員 将来的にもっと容量が大きいものを使えるようになると思いますが、現時点ではこの辺が限界だろうということですか。

実施機関 個人情報ですから、長期間保存することは適切ではありませんし、すでに導入している防犯カメラの運用でも2週間としているため、2週間と考えております。

委 員 映像記録そのものが個人情報の塊なので、しっかり管理していただきたいと思います。

実施機関 はい。

会 長 1台は、ずっと挿したままで、運用するのですか。

実施機関 はい。1台は、安全安心パトロール事業として、警備員に委託して週5日パトロールを行っています。毎日抜き差しすると紛失の危険が高まると思いますので、抜き差しできないようにして、挿したままで運用したいと思っています。

会 長 具体的にはどうするのですか。

実施機関 印鑑を押した紙を貼り、テープで固定します。テープを剥がせば、紙が破れるので、抜き差ししたことが分かります。

会 長 封印の点検は誰がするのですか。

実施機関 運行管理者が毎日するようにしたいと考えています。

会 長 責任者とは別の方がするということですね。

実施機関 そうです。

会 長 残りの4台は、1週間に1回SDカードを抜き差しするのですか。

実施機関 そうしたいと考えています。

会 長 使うのは1枚だけですか。

実施機関 はい。挿すのは、1枚だけです。

会 長 では、1週間は挿したままなのですね。

実施機関 はい、そうです。

会 長 抜き差しされない、画像が流出しないための保護措置はどのようにするのですか。

実施機関 市の職員しか運行しないため、特に封印することは考えていません。

会 長 車庫に置いてある間も挿したままですよ。

実施機関 ご心配されるところは、十分理解しましたので、検討します。
運行する時に、カギと一緒にSDカードを渡すという運用も可能ですが、抜き差ししても、映像が上書きされないことを確認したいと思います。もし、上書きされてしまうのであれば、安全安心パトロール事業の運用と同様に封印して、1週間に1回必ず点検するようにしたいと思います。

会 長 頻繁に封印するのは大変ですよ。

実施機関 個人情報の保護を考えれば、SDカードを抜き差ししないと1週間以上保存してしまう可能性もありますし、1週間に1回程度点検した方が、挿さっていることを確認できます。万が一紛失しても被害を最小限に防ぐことができるので、封印の手間はありますが、しかたないと考えています。

会 長 万が一情報漏洩したときに、例えば、映像のある部分だけが流出した場合に、保存期間に何人がSDカードに触ったのかが分かるような、行為者を特定できる仕組み作りをしておかないといけないと思います。

実施機関 そうですね。機器の仕様もあるので、抜き差しすると上書きされてしまう場合は、小さな容量のSDカードを用意して、毎日交換封印するようになるかもしれません。

会 長 そうすると枚数が増えますよね。

実施機関 1日1枚で番号を振れば、枚数が多くても管理できると考えています。

会 長 マイクロSDカードだと小さいですよ。

実施機関 挿す時はアダプターを付けるので、少し大きくなります。

会 長 SDカードサイズで使用するということですね。

実施機関 はい、そうです。

会 長 では、最初からSDカードでいいのではないですか。小さくなればなるほど管理が大変になると思います。

実施機関 メーカーに確認してみます。

会 長 ご質問ありますか。

委 員 交通指導員や安全協会の方、一般市民の方が運転していますよね。

実施機関 そうですね。防犯組合が持っている車があります。防犯組合の車は、

この5台の中に入っていないです。

委員 交通指導員は、防犯組合の車を使っているのですか。

実施機関 はい。

委員 防犯パトロール車のドライブレコーダーで撮影することを周知する方法は、ホームページ以外では何をするのですか。

実施機関 広報紙を考えています。

委員 パトロール中に、ドライブレコーダーで撮影していますというような掲示はしないのですか。

実施機関 車のボディに、マジックシートで、大きくドライブレコーダー撮影中というような文字を入れて、ドライブレコーダーで撮影しているという認識を持っていただこうと考えています。

委員 目的外利用の規定は、要綱案の第10条ですか。

実施機関 はい。

委員 ただし書で、個人の同意がある場合と法令に基づく場合に、管理責任者が映像及び記録媒体を設置目的外の目的に利用し、第三者に提供できるとありますが、ただし書の条件と個人情報保護条例第9条の規定は、同じですか、違うものですか。

実施機関 要綱案第10条は、条例第9条第1項を照合して書いています。

委員 条例第9条1項の1号から9号までありますが、法令に基づく場合とは、個人情報保護条例も含み、第9条1項の1号から9号までにに基づく場合ということですか。

実施機関 法令は、刑事訴訟法等の法令を想定しています。

委員 本人の同意がある場合とは、条例第9条1項2号のことですか。

実施機関 はい。条例第9条第1項第2号です。

委員 そうすると、法令に基づく場合とは、条例第9条第1項第1号ということですね。

実施機関 はい、そうです。これと一致しています。

委員 それ以外の条例第9条の各号の場合には提供しないということですか。

実施機関 条例第9条第1項第4号は、提供することを想定しています。

委員 そうすると、結局、要綱案第10条で、条例第9条1項の1号から9号までを含む形で、提供できるということですか。

実施機関 要綱案第12条に、青色防犯パトロール車ドライブレコーダーに係る映像の取り扱いについては、印西市個人情報保護条例に定めるところによるという文言を設けていまして、個人情報保護条例第9条の各号は、要綱案でも提供できると思っています。

委員 結局、個人情報保護条例第9条1項の1号から9号まで以外の場合で第三者に目的外で提供することはないということですか。

実施機関 はい。

会長 そうすると要綱案第10条の存在意義が問われますよね。なぜこの

規定を作ったのか。保管期間や保存方法などは、個人情報保護条例に定めがないので、定める必要はあると思います。条例に規定されていることについては、実施規程のような扱いになるのだろうと思います。要は、個人情報保護条例があり、要綱は条例に違反することができないので、条例に明確に書いていないところを規定する要綱となるはずです。

実施機関

はい。

会 長

そうすると、例外的措置があってはならないはずですし、余計な条文を入れる必要はないですね。

実施機関

仰るところは、理解しました。要綱を作る上で、職員に周知するために、条例と重なっても書いておいた方が、より周知、徹底しやすいと考えています。

会 長

そうであれば、個人情報保護条例との関係をもう少し明確に書くべきだと思います。要は、条例の規定を補足するものなのか、ドライブレコーダーの映像に関して、個人情報保護条例上の取り扱いを定めたものなのか、解説したものなのか。それによって書き方が変わってくると思います。

実施機関

はい。承知しました。

会 長

要綱を実施規程として作るのであれば、さらに取り扱いマニュアルを作るという形が一番分かりやすいと思います。また、取り扱いマニュアルだけで運用してしまうのはおかしいと思います。

実施機関

はい。

会 長

要綱で、処理手順などを明確にしておくとしか書いていない。本来であれば、その手順を書いておかなければいけないと思います。この原文のままでは、具体的内容が伴っていない。答申は、この前提ですることになります。

実施機関

承知しました。

会 長

では、廃棄はどのように行いますか。

実施機関

SDカードは、上書きを繰り返すと使えなくなるそうなので、上書きできなくなったら、破碎して廃棄したいと考えています。

会 長

要綱案第7条第3号で、保存期間経過後の映像の消去となっていますが、誰がどうやるのですか。

実施機関

1台分は、先程申し上げた上書きで、1週間前の映像を自動的に消去していきます。あとの4台は、ドライブレコーダーから抜いた後に、パソコンでソフトを使って消去したいと考えています。

会 長

誰がするのですか。

実施機関

運用する業者をお願いしたいと思います。

会 長

いつするのですか。

実施機関

抜き差しは、1週間に1回なので、1週間に1回行うつもりです。月曜日の朝に差し替えますので、その時に行いたいと考えています。

会 長 他にご質問ありますか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 それでは、皆様、映像を2週間保存することは問題ないですか。

各 委 員 (同意)

会 長 次に、2週間後に映像を消去することについて、要綱案に規定がありません。先程の実施機関の説明を入れるということですが、問題ないですか。

各 委 員 (同意)

会 長 では、答申にもそのように書かせていただきます。

実施機関 はい。

会 長 あとは、開示請求と目的外利用について、条例の施行規則に書式があるのに、別の書式を作ってしまった。他に、検索簿と利用申請書がありますね。

実施機関 利用申請書は、要綱案第10条で使用するものです。

会 長 開示請求と利用申請は、何が違うのですか。

実施機関 第三者からの利用申請と本人に開示請求された場合を分けたいと思いました。

会 長 要綱案第11条の開示請求手続は、どれを使うのですか。

実施機関 個人情報保護条例の手続を使いたいと考えています。

会 長 要綱案第10条第3項は、第三者提供なので、本来であれば情報公開条例になりますよね。

実施機関 そちらも該当しますね。

会 長 要綱案でわざわざ書式を作らずに、情報公開条例でやるものではないのですか。

実施機関 個人情報保護条例の目的外利用で申請があったときに、申請の状況を明らかにするためにこの様式を作りました。

会 長 目的外利用とは、実施機関が利用する場合なので、第三者に提供する場合は、情報公開になるのではないですか。個人情報保護条例上は、第三者提供であっても、提供される側からすれば、情報公開ということになるのではないですか。

実施機関 はい。情報公開なのですが、要綱案でも映像の利用申請があったときの手続を明記しました。

会 長 情報公開とは別の手続を作っているということですか。

実施機関 情報公開と別の手続を作ったという認識はありません。

会 長 でも、別の申請書を作っていますよね。要件も別ですよ。

実施機関 はい。情報公開条例を逸脱して、要綱を作ったという認識は一切ありません。

会 長 そうだと思いますが、情報公開に関して、要綱の位置付けがよく分かりません。別の手続を設けて、申請書を作ってしまった。窓口も違うのですよね。

実施機関 はい。情報公開条例では想定していませんが、捜査の差し押さえの場合は、書類をもらえず、物品を持っていかれてしまうので、控えの記録がなくなってしまうということは想定できます。

会 長 押収品目録はもらえますよね。

実施機関 目録はもらえと思いますが、請求された段階で必要な情報が分かれば、その部分を提供することができるので、必要な情報を申込書で明らかにしてもらって、こちらで検索した上で提供するということが想定できます。

会 長 申込書を書いてくれない場合はどうするのですか。

実施機関 強制力があるので、拒否できませんが、必要な情報を明らかにしてもらわないとこちらで提示することができないと思います。

会 長 SDカードそのものを押収することもありますよね。映像で請求された場合ということですか。

実施機関 はい。映像で請求された場合に、必要な情報だけをDVDなどに記録する場合があるだろうと。

会 長 だから、わざわざ申請書を作っておく必要があるのですか。

実施機関 すべて書面で明らかになっていれば意味ないと思いますが、目的が明らかになっていない場合を想定して様式を作りました。

会 長 否定する訳ではないのですが、情報公開請求との整合性に疑問があるので、答申では、情報公開請求と要綱の利用申請手続の整合性をきちんと検証、検討してくださいという内容になります。

実施機関 はい。

会 長 では、廃棄ないし映像消去の措置、目的外利用、要綱案第10条第3項の利用申請と情報公開条例との関係の整理、でよろしいですか。

各 委 員 (意見なし)

会 長 では、議題4について、終了します。

●議題5 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度の対応について【公開】

事 務 局 <資料による説明>

会 長 個人情報の定義の明確化ということですが、案文はないのですか。

事 務 局 案文は、新旧対照表という形で、次の段階でお示ししようと思います。

会 長 これまでの個人情報に2ページの(2)にあります。行政機関個人情報保護法と個人情報保護法という国の法律が変わったから、変えようということですが、変える義務はありません。国の法令で個人情報に関する法制を縛っているのは、個人情報保護法で、行政機関

個人情報保護法による縛りはありません。それで、個人情報保護法では、個人情報保護の趣旨に則ってできるだけ適正にやるように努めなければならないという努力規定になっている。だから、国は、国の法令に合わせて変えろという命令はできない。その前提で、市としてどう考えるかということになります。今回、一番大きな変更点は、個人識別符号が加わったということです。その個人識別符号というのは、２ページ目の囲みの中です。これらも個人を特定できるので、個人情報として取り扱う方がいいのではないかとということです。

ご質問、ご意見ありますか。

各 委 員 （意見なし）

会 長 今回は、答申ではなく、意見を聞くということですね。

事 務 局 はい、そうです。

会 長 では、この内容で変更するという事でいいですね。

各 委 員 （意見なし）

会 長 では、変更で良いということになりました。

要配慮個人情報ですが、今の条例に、いわゆるセンシティブ情報の規定が既にありますよね。

事 務 局 はい。条例第８条第２項です。

会 長 条例第８条第２項には、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報と書かれていて、これらが収集制限されている。行政機関個人情報保護法でも個人情報保護法でも一緒ですよ。

事 務 局 全く同じではありませんが、他の個人情報とは取扱いが異なります。

会 長 では、要配慮個人情報の対象はというと、３ページ目の①から⑪です。

これ以外の情報は、要配慮個人情報と言わないということですか。

事 務 局 これに加えて、差別的扱いの原因となる個人情報も考えられると思います。

会 長 他に考えられるとしても、法律の読み方としては、そうは読まないということです。

事 務 局 はい。

会 長 条例では、この１１項目以外の情報に関しても要配慮個人情報としてあるのではないかとこの前提のもとに、要配慮個人情報の定義付けをしようということですね。

事 務 局 そうです。

会 長 その上で、市は、センシティブ情報と言われていた現行条例第８条第２項と同じように収集制限をしようと考えている。要配慮個人情報と本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他規則で定める記述が含まれる個人情報と

して、規則の最後に、前各号に定めるほか社会的差別を生じるおそれのある情報とするのですか。

事務局 はい。

会長 これらに入っていないのが、性的指向などですよね。

事務局 そうです。

会長 個人情報保護法の改正よりも後のE Uデータ保護規則にそういうものが入っていて、それらを取り込もうという趣旨ですよね。

事務局 はい。そうです。

会長 限定されていないというところが非常に怖くて、運用する側は大変ですよ。取り込みたいのであれば、性的指向を入れてしまえばいいと思います。

事務局 千葉県では、同和も社会的差別を生じるおそれのある情報としています。そのようなことから、11項目以外のものが増えてくると思います。

会長 同和は、社会的身分に入らないですか。

事務局 別になっているようです。

社会的差別を生じるおそれのある情報というものは、時代によっても変化すると思いますので、各実施機関の判断に違いが生じないように、規則に具体的に明記したいと思っています。

会長 始めに説明したとおり、個人情報保護法や行政機関個人情報保護法が改正されても、条例を改正する義務はないので、まず条例を改正するのかという議論が必要になります。次に、国に合わせるとなった場合に、今のセンシティブ情報が限定されていないので、限定するように改正するのかという議論が必要です。この点は、政策に関わる部分で、極端に言うと、自治体が自由に設計できるものです。

委員 今回の条例第8条第2項でも、国の今回の改正でいわゆる個人情報とされることになった情報は、収集制限されるのですか。

会長 むしろもっと広く収集制限されていると思います。

委員 想定しているのは、何項目くらいですか。

事務局 同和と性的指向、今、考えられるのはその2つです。ご意見があれば、増えることも考えられます。

委員 その2点は、今、収集制限情報として取り扱われているのですか。

事務局 把握していませんが、おそらく取り扱われていないと思います。

会長 他には、遺伝データ、自然人の一意な識別を目的とした生体データというものが、E Uデータ保護規則に入っています。それらも入れるかどうかです。私は、改正するのであれば、限定した方が良くと思います。収集制限をしているので、間違えて収集すると不法行為になってしまう。

委員 限定列举して、それ以外の情報は含まれないということですよ。差別の考え方が変わった場合は、改正で対応するということですね。

会 長 つまり、個人情報の定義を、運用で決めるのか、条例にして議会に任せるのかということですね。運用の場合、いつの間にか変わっているという可能性もあります。

委 員 社会的差別に繋がるとされる個人情報という、もっと範囲が広がるというか、別の要素も出てくる。

会 長 実施機関が決めなくてはいけないという状況になって、適用がものすごく難しいですよ。

実施機関 はい。今は、解釈運用でも、具体的なものを示しておらず、担当部署での判断になっているので、改善したいと思っています。

会 長 そうですね。

実施機関 収集制限にも関わるので、条例あるいは規則で列記したいと考えています。

会 長 規則は簡単に変えられますよね。

実施機関 規則改正は、法令審査会に諮るので、担当課だけの考えで変えてしまうことはありません。また、条例、規則、それ以外の解釈運用でも、改正する場合は、事前に審査会に諮っておりますので、皆様の意見を伺うことになります。

会 長 解釈の余地がある条項にするか、限定して時代に合わせて改正する条項にするか、自治体としては、解釈の余地を残して、的確に運用したい。しかし、限定されていないと使いづらく、間違える可能性がある。皆様、どちらが良いと思いますか。

委 員 私は、収集制限があるので、明確な方が良いと思います。それで、規則を改正するときは、事前に審査会に諮ってもらうのが良いと思います。

会 長 解釈の余地があった方が良いという方はいますか。

各 委 員 （意見なし）

会 長 では、他に意見はありませんか。

各 委 員 （意見なし）

会 長 次に、要配慮個人情報の取り扱いについて、３ページの下に書かれていて、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法で全然違います。行政機関個人情報保護法は、本人収集原則がありませんよね。

事 務 局 はい、ありません。

会 長 だから、取り扱いが緩いです。自治体は、もともとセンシティブ情報できちんと配慮して、収集制限をしているという経緯があるので、行政機関個人情報保護法に合わせるということとはできない。そして、要配慮個人情報は、センシティブ情報に含まれるので、置き換えて、収集制限をするという考え方があります。収集制限が不要だという方はいますか。

各 委 員 （発言なし）

会 長 では、同様に収集制限をするということになりますね。他市でもセ

ンシティブ情報を要配慮個人情報に置き換えて、収集制限を続けるというところがあります。そこは、要配慮個人情報の収集で、法令に該当しない、本人の同意がないという場合は、全部審査会に諮るということで、事務を整理しています。印西市の場合は、個人情報取扱事務一覧に74事務載っており、ほとんどは諮る必要がないだろうということですが、収集の根拠に書かれている規定のほとんどが、事務の根拠規定であって、個人情報を収集する根拠になっていません。

事務局 条例第8条第2項第1号については、法令等の定め解釈として、法令等で個人情報を収集できることを明らかに定めている場合のほか、法令等の趣旨目的により収集できると解釈される場合も含むとなっています。現状では、法令に収集できると明記されているものはほとんどありません。この趣旨目的の考えによって収集する具体例を挙げますと、地方公務員法第16条に欠格条項があり、犯歴などを収集しなければ採用事務ができません。あるいは、公職選挙法で立候補する人は立候補届を出さなくてはならないとなっており、立候補届には政党名が記載されていますので、収集することになります。このような例示を踏まえ、条例第8条第2項第1号に該当するとしても、趣旨目的で収集する場合の運用をどこまで認めるのかという問題はあると思います。

例えば、個人情報取扱事務一覧表の117、118番で児童福祉法第10条が記載されていますが、この10条では市が行うべき業務が規定されているだけで、政令や省令にもどのような書類を提出するといった個人情報の取り扱いに関する規定がありません。また、そのような業務に対して、市では、条例でなく、規則や要綱で定めているものがほとんどです。しかし、法令等に単独の規則や要綱を含めることが適当かと考えると難しいようにも思えますし、趣旨目的で収集する場合の運用の範囲がはっきりしないので、我々も担当部署から問い合わせがあると対応に苦慮しています。

会長 趣旨目的で運用できるとするのであれば、当該法令に定める事務を実施するにあたって、必要欠くべからざる場合などの表現になるのではないですか。そのように解釈しているということは分かりますが、そもそも解釈が正しいのかという問題もあります。解釈を広げてしまうと、個人情報保護条例の存在意義に関わってきます。公営住宅法や生活保護法のように、調査権が認められていたり、提出書類が定められていたりすれば、法律の定めがあるとして良いと思いますが、事務規程だけでは厳しいのではないですか。個人情報を収集しなくてもできる場合もあると思います。あと、明示的に同意がきちんと取られているのかということが気になります。

事務局 条例第8条第2項第2号に該当している事務の備考欄に同意の取り

方を記載しています。担当課に確認したところ、来庁した市民などに制度を説明する中で、申請書に病歴や障害の状態を記載したり、それらが分かる書類を添付してもらう必要がある旨を伝え、了解のもとに書類の提出を受けることで、口頭での同意としており、文書での同意は、確認した中では、ありませんでした。本人同意の解釈としては、個人情報収集することについて、本人が文書または口頭により同意し、事務の目的を本人が承知している状態とされていますので、そのような運用をしています。

- 会 長 解釈や運用が間違っているというつもりはありませんが、文書という証拠があった方が良いと思ってしまいます。事務改善として、説明文書を1つ加えて、徹底してもらえれば良いと思います。
- 事 務 局 条例改正に合わせて、事務の適正化を図るという意味で、同意の取り方について周知徹底していこうと思っています。
- 委 員 意見でなく、感想なんですが、健康診断書の結果など、結構多くのことで使われているのですね。市民としては、こんなにたくさんの部署で収集されているのかと思いました。
- 会 長 ありがとうございます。
- 委 員 話を戻すと、収集制限をするかということですが、いかがですか。
- 会 長 最終的には、運用しやすいようにすることが良いのかなと思います。
- 会 長 個人情報に収集制限をした上で、事務執行上必要な個人情報をどのように収集するのが運用しやすいかということで、1番良いのは、条例に明記すること、次が、審査会に諮ること、あと、法令の定め
- の解釈をもう少し広く取れる文言にすること、になるのでしょうか。
- 事 務 局 印西市の場合は、本人同意の規定があります。
- 会 長 それは、矛盾だからと言われています。本人の同意があってセンシティブ情報を集めるということ自体がおかしいのではないかという矛盾です。もともと本人収集原則があり、センシティブ情報であることに、同意を得つつ、求めるということですよね。本人同意がなければ、本来おかしいですよ。
- 事 務 局 同意の取り方をもっと厳格にして、口頭でなく文書を基本とすれば、第2号に該当させることもできるかと思います。
- 会 長 他にご意見ありますか。
- 各 委 員 (意見なし)
- 会 長 では、議題5について、終了します。

●議題6 口頭意見陳述における補佐人の帯同について【非公開】

【当日使用した資料】

1. 会長の選出について
※資料なし
2. 職務代理者の指名について
※資料なし
3. 千葉県森林クラウドとの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（諮問）
 - 3－1. 諮問書の写し
 - 3－2. オンライン結合による個人情報の提供に関する概要書
 - 3－3. オンライン結合基準の適合性
 - 3－4. 相手方が講ずる措置に関する基準
 - 3－5. 県が講ずる技術的措置に関する基準
 - 3－6. 千葉県森林クラウド利用要領（案）
4. 印西市青色防犯パトロール車ドライブレコーダーの設置及び運用について（諮問）
 - 4－1. 諮問書の写し
 - 4－2. 印西市青色防犯パトロール車ドライブレコーダーの設置及び運用に関する要綱（案）
5. 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度の対応について
 - 5－1. 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度の対応について
 - 5－2. 個人情報取扱事務一覧
 - 5－3. 他自治体における個人情報保護条例の改正内容
 - 5－4. 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務届出事項
6. 口頭意見陳述における補佐人の帯同について
 - 6－1. 口頭意見陳述申出書の写し、口頭意見陳述に関する要望事項などについての写し
 - 6－2. 補佐人に関する資料

この会議録は、印西市情報公開・個人情報保護審査会委員全員の個別の承認を得たものである。

平成30年12月7日

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 伊 藤 義 文